

第 2 回 新たな畜舎建築基準等のあり方に関する検討委員会

議事次第（案）

日時：令和 2 年 3 月 3 日（火） 15：00～

場所：農林水産省三番町共用会議所 大会議室

1. 開会

2. 議題

（1）新たな畜舎建築基準等のあり方について

（2）その他

3. 閉会

（配布資料）

資料 1 議事次第

資料 2 委員名簿

資料 3 新たな畜舎建築基準等のあり方に関する検討委員会
開催要領（案）

資料 4 新たな畜舎建築基準等のあり方に関する検討委員会資料

（参考 1） 畜舎施設のコストダウンにつながる提案

（参考 2） 畜舎建設規制緩和に関する要望書

新たな畜舎建築基準等のあり方に関する検討委員会

砂金甚太郎	全国酪農業協同組合連合会代表理事会長
河野 守	東京理科大学工学部第二部建築学科教授
齋藤 一志	(株) 庄内こめ工房代表取締役、(有) いずみ農産取締役
坂本 修三	坂本産業(株) 代表取締役社長
清家 剛	東京大学大学院新領域創成科学研究科社会文化環境学専攻教授
高橋 利己	北海道建築士会遠軽支部長、高橋建築コンシール
田畑 佑介	(株) タバタ代表取締役
中野 隆二	(有) フォルムデザイン代表取締役
林 いづみ	桜坂法律事務所弁護士
藤田 毅	(有) フジタファーム代表取締役
本川 和幸	(有) 本川牧場代表取締役社長
三浦 啓	北海道建築士事務所協会副会長、三浦建築設計事務所
森 暢郎	(公社) 日本建築家協会副会長
森田 茂	酪農学園大学農食環境学群循環農学類教授
山氏 徹	全国肉牛事業協同組合理事長

(五十音順、敬称略)

新たな畜舎建築基準等のあり方に関する検討委員会開催要領（案）

1 趣旨

令和元年6月21日に閣議決定された規制改革実施計画において「農林水産省は、国土交通省の協力も得ながら、市街地から離れて建設される畜産業の用に供する畜舎等の利用の実態に応じた、畜舎等の安全基準、安全基準の執行体制など、畜舎等の安全対策の新しい在り方について検討を行うべく委員会を立ち上げ、畜舎等の利用実態、建築コストの増加要因、海外の規制等を調査した上で、畜舎等を建築基準法の適用の対象から除外する特別法について検討を行い、結論を得る。」とされたところである。

これを踏まえ、国際競争力の強化など畜産振興に資する新たな畜舎建築基準等のあり方について検討を行う。

2 検討内容

- (1) 畜舎等に関する規制の見直しについて
- (2) 新たな畜舎建築基準等のあり方について
- (3) 国際競争力の強化など畜産振興について
- (4) その他

3 検討委員会の構成

- (1) 検討委員会は別紙に掲げる委員により構成する。
- (2) 検討委員会には座長を置く。
- (3) 座長は互選により選任する。
- (4) 座長は検討委員会の議事を運営する。
- (5) 座長は必要に応じて、委員の追加をすることができる。

4 検討委員会の運営

- (1) 検討委員会は公開とする。
- (2) 会議の資料は、終了後ホームページにより公表する。
- (3) 会議の議事概要については、会議終了後、委員の了解を得た上で、ホームページで公表する。
- (4) 検討委員会の運営に著しい支障があると認められる場合等検討委員会において必要と判断したきは、会議や資料を非公開とすることができる。
- (5) 委員は、当該委員による説明の補助を行う者を検討委員会に参加させることができる。
- (6) 座長は、必要に応じ、委員以外の者に発言を求めることができる。
- (7) この検討委員会の庶務は、農林水産省生産局畜産部畜産企画課及び公益社団法人中央畜産会が行う。
- (8) この要領に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附則

この要領は、令和2年〇月〇日から施行する。

新たな畜舎建築基準等のあり方に関する 検討委員会資料

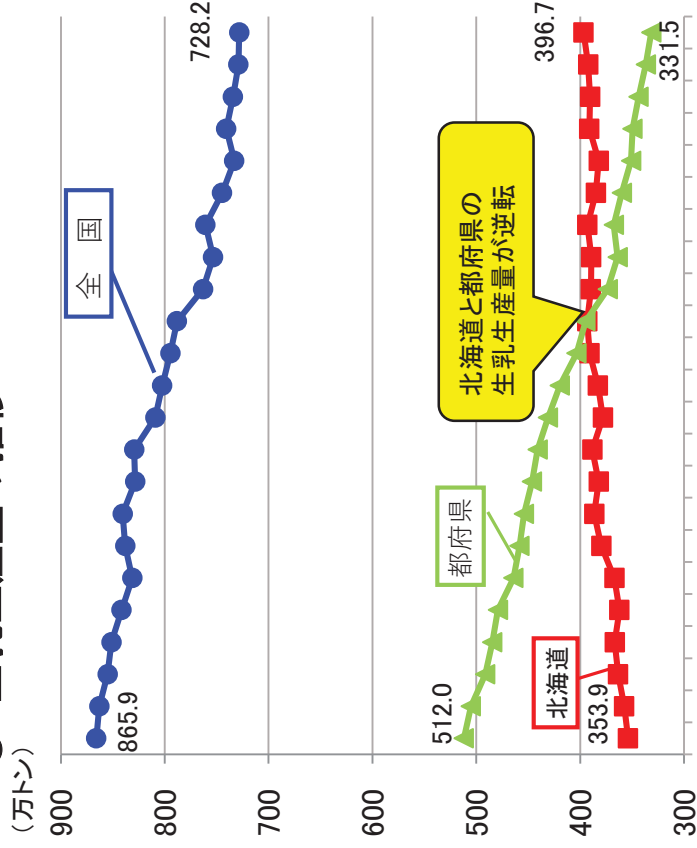
2020年3月3日
農林水産省

酪農の現状について

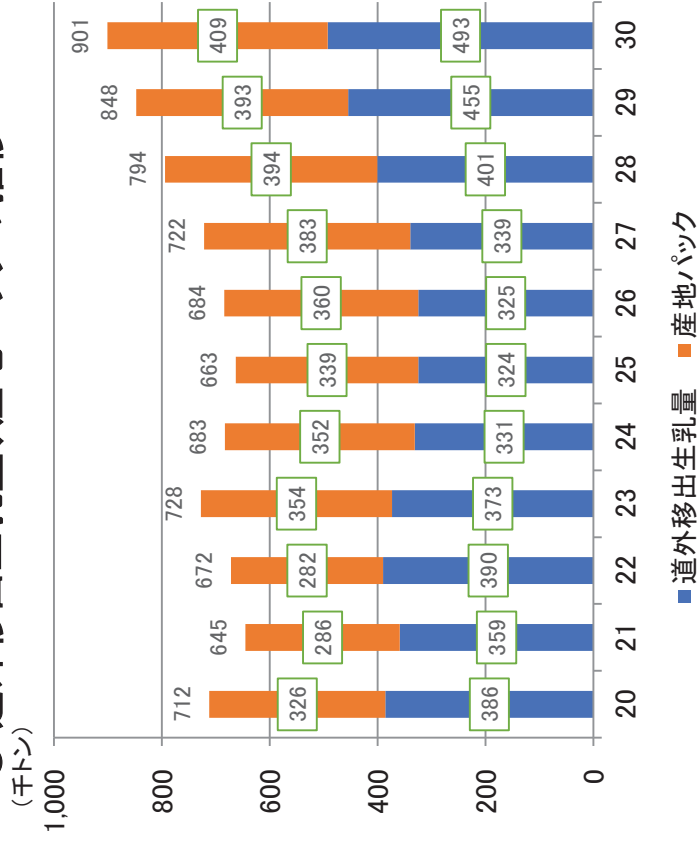
1. 生乳生産量と道外移出量の推移

- 生乳生産量は、北海道において増加傾向で推移しているが、都府県においては減少傾向を示しており、全国的には減少傾向で推移。
- そのため、都府県の需要を補うため、北海道から都府県へ生乳や産地パックスの移出が増加しているが、移送能力も限界に近づきつつある。

○ 生乳生産量の推移

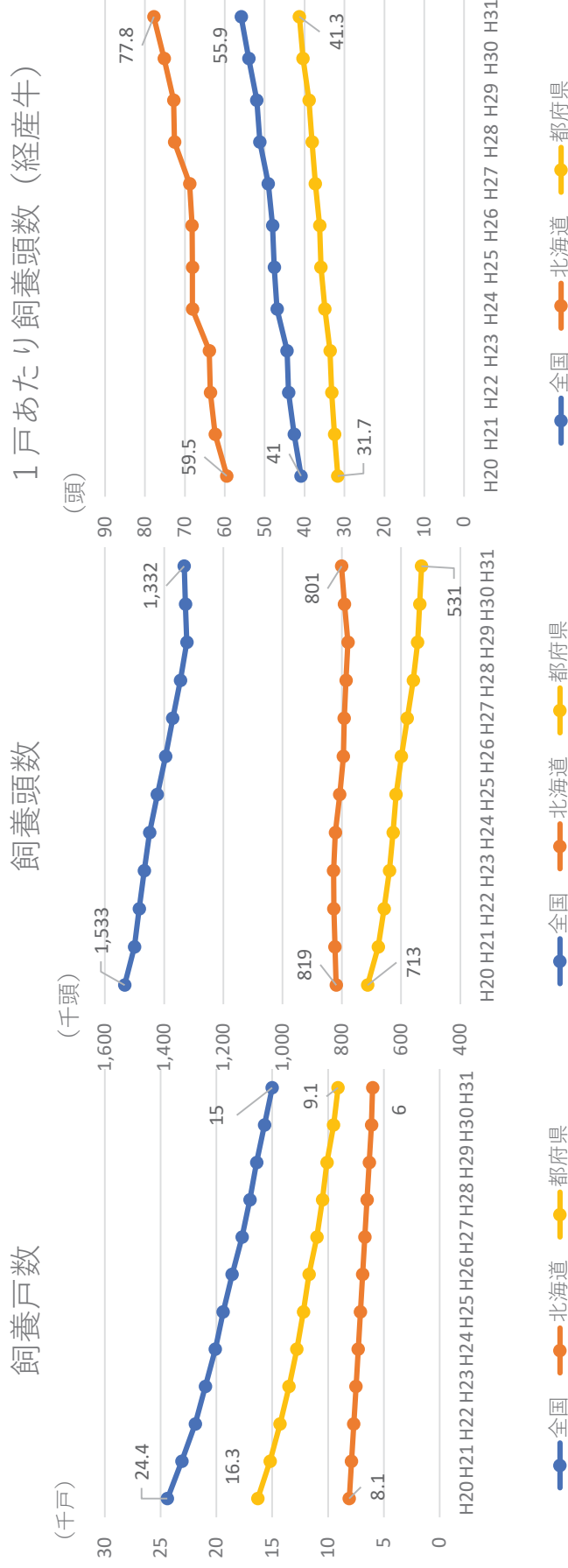


○ 道外移出生乳量、産地パックスの推移



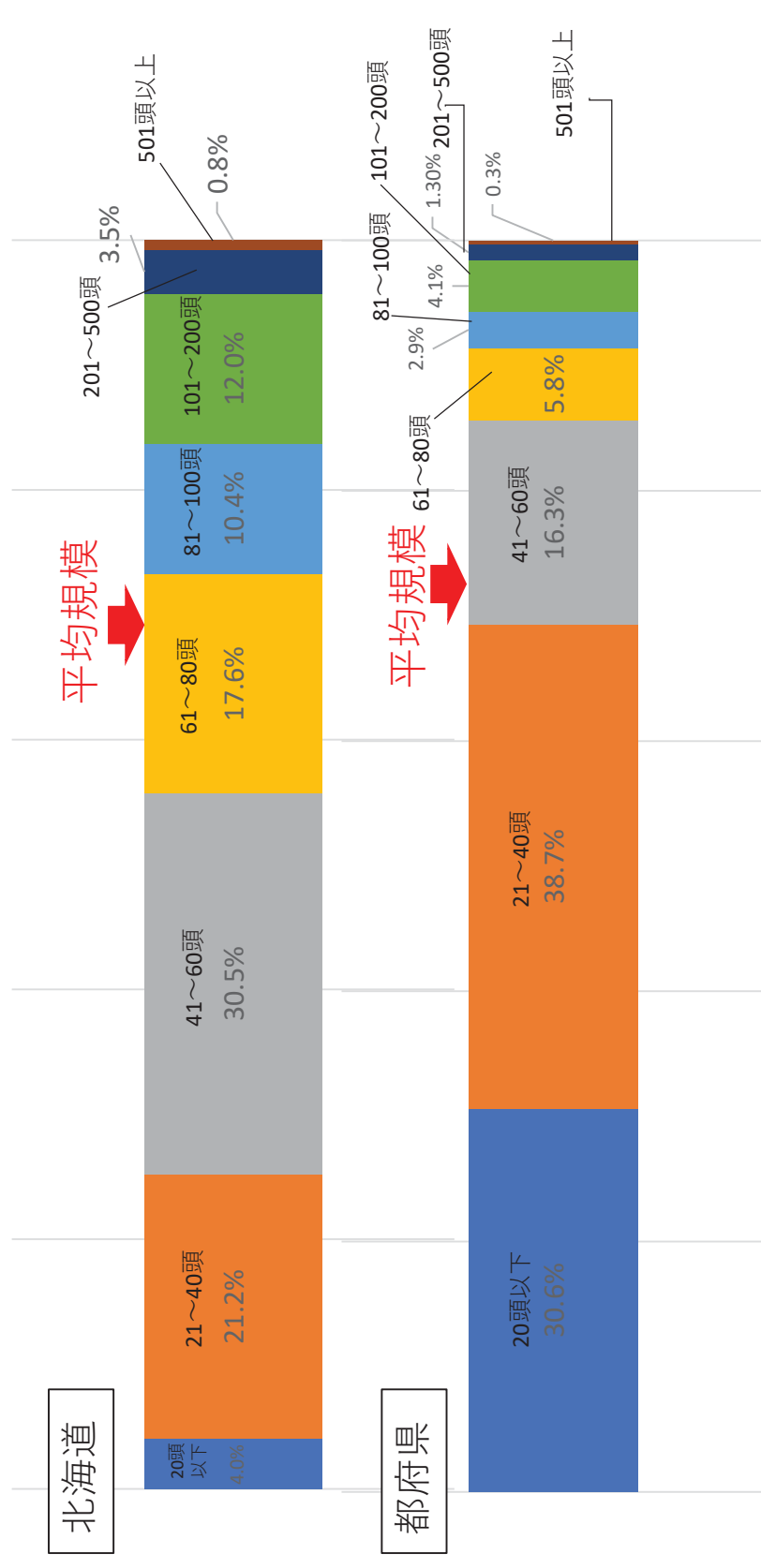
2. 乳用牛の飼養戸数、頭数

- 飼養戸数は、全国的に減少傾向で推移。また、飼養頭数は、都府県で減少傾向で推移するものの、北海道では近年微増してきている。
- 1戸あたり飼養頭数は全国的に年々増加傾向で推移しており、1戸あたりの規模拡大が進展。
- 1戸あたりの規模拡大にあわせて、新たに建設される畜舎の畜舎のコスト低減が急務。



3. 酪農経営体の飼養規模

- 北海道における平均飼養規模（77.7頭）を下回る経産牛80頭以下層の戸数は、約7割
- 都府県における平均飼養規模（43.4頭）を下回る経産牛40頭以下層の戸数も、約7割
- 北海道、都府県双方において、依然として経営体の中心は、中小規模経営。



4. 酪農経営の国際比較

- 北海道の1農家当たりの経産牛飼養頭数はEU内の酪農国であるフランスやドイツの水準を上回っている。
- 日本の生乳生産コストは、主要酪農国と比べて高い。

酪農の国際比較(平成29年)

区分	単位	オランダ	フランス	ドイツ	カナダ	NZ	日本 (全国)	日本 (うち北海道)
経産牛飼養頭数	千頭	1,694	3,594	4,199	957	4,861	852	459
飼養農家戸数	千戸	18	57	66	11	12	16	6
1農家当たりの経産牛飼養頭数	頭	97	63	64	87	415	52	73
生乳生産量	千トン	14,501	24,987	32,661	9,902	21,515	7,290	3,922
1頭当たりの平均搾乳量	kg	8,560	6,952	7,778	10,347	4,426	8,581	8,518
生乳の生産コスト	円/kg	52.6	56.5	52.3	62.3	34.2	88.8	81.0
うち労働費	円/kg	9.7	8.7	10.0	11.5	7.1	19.9	18.0

出典：国際酪農連盟(IDF)「世界の酪農情況」、European Milk Board「What is the cost of production milk?」、「EU DAIRY FARMS REPORT」、「Canadian Dairy Commission」、「Cost of production」、Dairy NZ「farmfact」、農林水産省「牛乳乳製品統計」、「畜産統計」、「畜産物生産費統計」

5. 酪農の飼養形態とその割合

○ 飼養形態は、つなぎ飼いが約8割を占め、フリーストールが2割まで増加したが、近年は横ばいで推移。

飼養形態 (*1)	つなぎ飼い	フリーストール	うち搾乳ロボット	放牧主体 (*2)
1戸当たり 経産牛飼養頭数	 約40頭/戸 〔キャリロボや自動給餌機等により100頭程度まで可能〕	 約100頭/戸	 約100頭/戸 〔一台で約60頭の搾乳可能〕	 約50頭/戸
1頭当たり平均乳量	約8,500kg/年	約8,900kg/年	約9,100kg/年	約7,600kg/年
飼養形態割合	78%	19%	5% (フリーストールに占める割合)	約3%
メリット	・飼料給与や繁殖確認等の個体管理が容易 ・牛1頭当たりの施設面積が小さくて済む	・搾乳や給餌の労力が減少、牛のストレスも軽減 ・発情行動がわかりやすくなる	・搾乳作業の実働が極めて少なくなり、労働時間が短縮 ・搾乳回数の増加(3(回/日)程度)により、乳量が増加	・牛が自ら採食するため、飼養管理、飼料生産の省力化 ・購入飼料費の削減
デメリット	・人が動くことが必要であり、搾乳や給餌に労力がかかる	・設備投資額が大きくなる ・つなぎ飼いのような個体管理が困難(群管理)	・設備投資額が大きくなる ・乳用牛をロボットに馴れさせることが必要	・1頭当たりの乳量が低下 ・搾乳施設の周辺に、まとまって整備された放牧地が必要

*1 飼養形態には、このほか、つなぎ飼いとフリーストールの併用といったもの(約3%)がある。

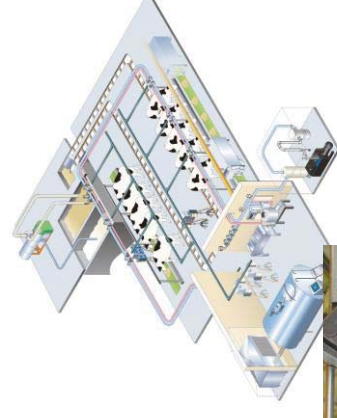
*2 放牧は、昼夜放牧、夜間放牧等の様々な放牧形態を含んだものである。

資料：H29年度酪農全国基礎調査(中央酪農会議)を基に牛乳乳製品課で再集計(欠損値は集計から除外している)、飼料課調べ

6. 飼い方に応じた機械①

○ 機械化の進展に伴い、飼養管理方法に応じた各種省力化機械が普及

つなぎ牛舎



搾乳ユニット搬送装置

6. 飼い方に応じた機械②

フリーストール牛舎



搾乳ロボット



自動給餌器

7. 国による省力化機械等の導入支援措置

- 国においても、畜産における省力化機械導入促進のため、様々な支援を措置
- しかしながら、施設の補改修・増築等に大きな予算がかかり、機械導入を断念するケースもある
- そのため、省力化機械導入の促進、畜産振興の観点からも、畜舎建築基準等の緩和が必要

酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業（楽酪GO事業）

令和2年度予算案
5,500百万円

- 酪農家における労働負担軽減に資する省力化機械装置の導入と一体的な施設の整備を支援。
- 集合施設で搾乳などに関する作業を共同で省力的に行うモデル的な取組を支援。

省力化機械装置導入と一体的な施設整備

施設の補改修・増築等

- ・既存の施設では省力化機械装置の性能が十分に発揮されない
(例)
- ・通路が狭すぎてロボットの搾乳区域手前で牛が渋滞。
- ・牛舎の強度不足でレール式の大型・高効率の機械を導入できない。



【搾乳ロボット】



【ミルキンググパララー】



【搾乳ユニット搬送装置】



【自動給餌機】



【ほ乳ロボット】
※レール式のもの

(施設と一体整備の必要のない餌寄せロボット、発情発見装置、分娩監視装置等は対象外)

8. 省力化機械導入による作業時間の効果(第1回検討会資料抜粋)

畜舎内で行う主な作業と当該作業に係る省力化機械



搾乳



搾乳ロボット

作業時間を7割削減※

(例: 4時間/日・人→1時間強)



給餌



自動給餌器

作業時間を7割削減※

(例: 30分/日・人→5分弱)



ほ乳



ほ乳ロボット

作業時間を8割削減※

(例: 10分/日・人→2分)



清掃



バーンスクレイパー
(ふん尿搬出装置)

作業時間が8割削減※

(例: 20分/日・人→20分/週・人)

※ 作業時間の削減割合については、メーカーの仕様書を基に試算したものであり、必ずしも実態を表すものではない。

酪農・畜産政策について

9. 農業及び畜産業(畜種別)についての政策体系

- 農業一般については、食料・農業・農村基本法に基づく基本計画、各畜種については、それぞれの振興法に基づく基本方針を策定。
- 基本計画等においては、それぞれの施策に係る基本的な方針や政府が講ずべき施策等を記載。

法律及びそれに基づく
基本計画・基本方針

【農業一般】

- 食料・農業・農村基本法
→ 「食料・農業・農村基本計画」

【酪農・肉用牛】

- 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律
→ 「酪農及び肉用牛生産の近代化に関する基本方針(酪肉近)」
 - ・需給の長期見通し
 - ・生産数量、飼養頭数の目標
 - ・近代的経営の基本的な指標

等について
定める。

【養豚】

- 養豚振興法
→ 「養豚の振興に関する基本方針」

- ・生産基盤の整備、競争力強化
- ・養豚農家の能力向上と経営の強化
- ・国内由来飼料の利用増進
- ・衛生管理の高度化

等について
定める。

【養鶏】

- 養鶏振興法

- ・種卵及び鶏のひなに関する表示
- ・標準鶏の決定
- ・ふ化業者の登録

等について
定める。

【食料・農業・農村基本計画】

- 次の事項について、審議会での議論を経て策定(おおむね5年ごとに見直し)
 - ー 食料、農業及び農村に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策 等

～(基本計画の本文中における畜産関係の記載)～

第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

2. 農業の持続的な発展に関する施策

経営感覚を持ち自らの判断でチャレンジしていく農業経営者が活躍できる環境の整備と国産農産物の競争力の強化に向けて、担い手の育成・確保、(中略)、農業の生産・流通現場の技術革新等の実現などを総合的に推進する。

(6) 需要構造等の変化に対応した生産・供給体制の改革

② 畜産クラスター構築等による畜産の競争力強化

畜産について、高齢化等による離農や後継者不足等を背景に農家戸数や飼養頭数が減少していることから、畜産農家を始めとして、地域に存在するコントラクター等の外部支援組織や関連産業等の関係者が有機的に連携、結集し、地域全体で畜産の収益性を向上させる取組(畜産クラスター)の推進等により競争力を高め、生産基盤の強化を図る。

その際、新規就農者等の確保や経営資源の円滑な継承を促進するとともに、搾乳ロボット等の省力化機械の導入・活用、外部支援組織の活用を通じた労働負担の軽減を推進する。

性別別受胎卵・精液を活用した優良な乳用後継牛の確保や、和牛受胎卵を活用した和牛の生産拡大、ICTの導入、活用等による飼養管理の高度化、多様な消費者ニーズに的確に対応した生産等を推進する。、(以下略)、

10. 酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針（平成27年3月）

- 酪肉近においては、近代化に関する基本的な指針（生産基盤強化策等）や目標年度（10年後）における生産数量目標、飼養頭数目標及び経営の基本的指標等を定めている。

【酪農及び肉用牛生産の近代化に関する基本方針（酪肉近）】

- 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律に基づき、次の事項について、審議会での議論を経て策定（おおむね5年ごとに見直し）
- － 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する基本的な指針
 - － 生乳の地域別の生産数量の目標、牛肉の生産数量目標並びに乳牛及び肉用牛の地域別の飼養頭数の目標
 - － 近代的な酪農経営及び肉用牛経営の基本的指標 等

乳牛及び肉用牛の地域別の飼養頭数目標・生乳及び牛肉の生産数量目標（平成27年3月策定の酪肉近から抜粋）

地域名	飼養頭数目標（単位：万頭）				生乳生産数量目標 （単位：万トン）		牛肉生産数量目標 （単位：万トン）
	乳牛		肉用牛				
	現状（25年度）	目標（37年度）	現状（25年度）	目標（37年度）	現状（25年度）	目標（37年度）	目標（37年度）
北海道	79.5	74.3 ～ 82.1	51.0	46.0 ～ 50.8	384.9	380.0 ～ 420.0	-
東北	11.0	9.5 ～ 10.5	34.7	32.7 ～ 36.1	59.8	55.0 ～ 60.8	-
関東	20.9	18.2 ～ 20.1	31.9	29.0 ～ 32.0	129.1	119.1 ～ 131.6	-
北陸	1.5	1.3 ～ 1.5	2.2	2.0 ～ 2.3	9.8	9.0 ～ 9.9	-
東海	4.2	3.7 ～ 4.1	10.7	9.8 ～ 10.9	29.6	27.3 ～ 30.1	-
近畿	3.0	2.6 ～ 2.9	8.3	7.8 ～ 8.7	19.3	17.6 ～ 19.5	-
中国・四国	7.1	6.2 ～ 6.8	18.6	17.0 ～ 18.7	43.1	39.7 ～ 43.9	-
九州	12.3	10.7 ～ 11.8	99.3	94.7 ～ 104.7	69.2	64.3 ～ 71.1	-
全国計	140	133	257	252	745	750	52

11. 次期酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針(案)

- 現在議論している次期酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針においても、新技術の実装等による生産性向上を後押しすることを明記。

酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針の構成(案)

(食料・農業・農村政策審議会畜産部会資料(1/30)から抜粋)

I 生産基盤強化策

1 酪農の方向性

牛乳・乳製品の安定供給、乳製品需要に国産生乳で対応するため、「都府県酪農の生産基盤の回復」、「北海道酪農の持続的成長」、「全国の酪農経営の持続的な経営展開」を目指し、都府県の既存牛舎の空きスペースを活用した増頭、外部支援組織の育成、性別別技術の活用、経営資源の継承等を推進

2 肉用牛の方向性

新たな国際環境下における牛肉の安定供給、新たな市場獲得のため、「和牛の繁殖雌牛の増頭」、「和牛肉生産量の増大」、「輸出の大幅な拡大」を目指し、中小規模の家族経営や公共牧場・外部支援組織等の活用も含めた増頭、酪農経営による和牛受精卵の利用、経営資源の継承等を推進

3 生産基盤強化の具体策

- (1) 肉用牛・酪農経営の増頭・増産
 - ・繁殖雌牛・乳用後継牛の増頭推進、和牛受精卵の増産・利用推進、公共牧場等のフル活用による増頭・増産 等
- (2) 中小規模の家族経営を含む収益性の高い経営の育成と経営資源の継承
 - ・**新技術の実装等による生産性向上等**
 - ・投資の後押し等による規模拡大の推進、経営能力の向上 等
- (3) 経営を支える労働力や次世代の人材の確保
 - ・外部支援組織の新技術の実装、酪農ヘルパーの要員確保等の外部支援組織の育成・強化 等
- (4) 家畜排せつ物の適正管理と利用の推進
- (5) 国産飼料基盤の強化
 - ・適正な草地更新や適期収穫、優良品種の普及、草地整備等による低コストで安定的な自給飼料生産の一層の推進 等
- (6) 経営安定対策の適切な運用

12. 基本計画等を実現するための支援スキーム(予算等の支援措置)

肉用牛対策		畜産関係 R 2 予算及び R 元補正予算等の概要		酪農対策
1. 和牛の繁殖雌牛への「増頭奨励金」の交付（基金） 【補正：54億円】 ● 和牛の優良な繁殖雌牛の増頭（導入・保留）：24.6万円/頭（繁殖雌牛飼養頭数50頭未満） 17.5万円/頭（50頭以上） （関連事業）簡易牛舎整備の上限基準単価を引上げ（2.0万円→2.5万円/m ² ）【alic: 36億円の内数】 優良な繁殖雌牛の導入（4万円/頭、5万円/頭）（増頭要件なし）【同上】		1. 都府県酪農の乳用後継牛への「増頭奨励金」の交付（基金） 【補正：54億円】 ● 乳用後継牛の増頭：27.5万円/頭 （都府県の成牛120頭以下の経営を対象。初妊牛を市場から導入した場合に限る。） （関連事業）簡易牛舎整備の上限基準単価を引上げ（2.0万円→2.5万円/m ² ）【alic: 45億円の内数】 後継牛の初妊牛導入（5万円/頭×10頭まで）（増頭要件なし）【同上】		
2. 地方公共団体の公共牧場・試験場等のフル活用 【補正：20億円】 ● 繁殖雌牛の導入費用の一部（補助率1/2以内、上限24.6万円/頭）、畜舎・機械、草地、受精卵用機器の整備等を支援（補助率1/2）。		2. 国産チーズの競争力強化 【補正：150億円の内数】 ● 酪農家によるチーズ向け生乳の品質向上に向けた取組（12円/kg等）、チーズ製造の生産性向上に必要な施設整備等（大企業は除く）を支援（補助率1/2）。		
3. 和牛受精卵の増産・移植の推進 【補正：34億円】 ● 乳牛、交雑牛、高齢牛、閏牛への和牛受精卵の移植費用の1/2を支援 （上限7万円/頭、性別別和牛受精卵は上限10万円/頭） ● 供卵牛を提供する繁殖農家に対し支援（4万円/頭）		3. 中小規模、家族経営への支援 ● 畜産クラスター事業の拡充【補正：409億円（ほかに国産チーズ振興枠90億円）】 ・規模拡大要件の「都府県：「地域平均」又は「北海道を除く平均の8割」（経産牛33.0頭） 緩和（いずれか低い方）」北海道：「地域平均」又は「道内平均の8割」（経産牛62.2頭） ・個人の畜舎・堆肥舎に関しては、基金からの活用も可能（基金対応が望ましい計画を優先）。 ● 牛舎内の飼養環境の改善、供用期間の延長等を支援（補助率1/2）【alic: 45億円の内数】 ● 性別別精液による効率的な後継牛生産を支援（補助率1/2）【補正：34億円】 ● 育成牛の広域預託を支援（補助率1/2）【alic: 45億円の内数】		
4. 中小規模、家族経営への支援 ● 畜産クラスター事業の拡充【補正：409億円】 ・規模拡大要件の緩和（いずれか低い方） 【都府県：「地域平均」又は「北海道を除く平均の8割」（繁殖11.5頭、肥育102.1頭） 北海道：「地域平均」又は「道内平均の8割」（繁殖28.8頭、肥育247.7頭） ・個人の畜舎・堆肥舎に関しては、基金からの活用も可能（基金対応が望ましい計画を優先）。		4. 楽酪GO事業 【alic: 55億円】※共通の省力化、ICTの事業も活用可 ● 労働負担軽減・省力化に資するロボット等の先端技術の導入等を支援（補助率1/2）		
5. 和牛遺伝資源の流出防止 【alic: 21億円】 ● 和牛精液等流通管理システムの構築、精液等の容器への印字機器の整備等を支援（補助率1/2）		5. 酪農ヘルパー対策 【alic: 45億円の内数】 ● 新人ヘルパー要員の研修手当（補助率1/2、上限37,500円/月）・住宅通勤手当（補助率1/2、上限33,000円/月）、傷病時の負担軽減（補助率1/4）等を支援。 新たに内定者向け研修・外国人材の活用に向けた取組等を支援（補助率1/2等）。		
6. 生産現場と結びついた流通改革 【当初：30億円、補正：50億円】 ● 畜産農家・家畜市場の連携の下で行う家畜市場の再編整備を支援（補助率1/2）。 ● 畜産農家・食肉処理施設・食肉流通業者の3者がコンソーシアムを組織して行う食肉処理施設の再編整備を支援（補助率1/2）。		6. エコ酪事業 【当初：62億円】 ● （北海道40a/頭、都府県10a/頭以上の場合）酪農家が行う環境負荷軽減の取組を支援（1.5万円/ha）		
共通		6. 家畜排せつ物対策 【補正：22億円】 ● 畜産環境対策総合支援事業 ・畜産農家が耕種農家や肥料メーカーと協力し、高品質な堆肥の広域流通（輸出を含む）に取り組み場合、堆肥舎やベレット製造機等の整備を支援（補助率1/2）。 ● 農山漁村地域整備交付金のうち畜産環境総合整備事業（公共事業）【当初：943億円の内数】 ・都道府県や農業公社が、農家が共同利用する堆肥舎（市町村、農協所有を含む）の整備を支援（補助率1/2等）。（事業参加者数等を要件緩和：10人→3人） ● 堆肥舎等長寿命化推進事業【alic: 2億円】 ・農協等が農家の堆肥舎の補修用の資材（上限事業費10千円/m ² ）、簡易堆肥舎の新設用資材（上限事業費25千円/m ² ）を共同購入する場合、資材費を支援（補助率1/2）。 ● 畜産クラスター事業（環境優先枠20億円） ● 畜産バイオマス地産地消緊急対策 ・エネルギーの地産地消に資するバイオガスのプラントの導入等を支援（補助率1/2）。 【補正：10億円】		
1. 経営継承対策 【補正：62億円】 ● 地域での家族経営資源の継承 ・後継者不在の家族経営が地域の担い手に5年以内に経営資源を継承する見込がある場合、畜舎・堆肥舎、バラー等の整備を支援（補助率1/2、規模拡大は不要）。 【当初：30億円】 ● 労働負担軽減・省力化に資するロボット等の先端技術の導入等を支援（補助率1/2） 【補正：40億円の内数】		3. 畜産物の輸出促進 ● 輸出先国が求める衛生水準を満たす食肉処理施設の整備等を支援（補助率1/2）。 【当初：9億円】		
2. 省力化、ICT ● 畜産物の輸出促進 ● 輸出先国が求める衛生水準を満たす食肉処理施設の整備等を支援（補助率1/2）。 【当初：9億円】		4. 畜産生産力・生産体制強化対策事業 ● 国産飼料の増産と利用拡大、家畜・鶏の改良、肉用牛一貫生産の体制整備を支援		
3. 畜産物の輸出促進 ● 輸出先国が求める衛生水準を満たす食肉処理施設の整備等を支援（補助率1/2）。 【当初：9億円】		5. 災害対策 ● 非常用電源の整備等に対する支援（補助率1/2）【alic: 46億円】		
4. 畜産生産力・生産体制強化対策事業 ● 国産飼料の増産と利用拡大、家畜・鶏の改良、肉用牛一貫生産の体制整備を支援		5. 酪農経営安定対策		
5. 災害対策 ● 非常用電源の整備等に対する支援（補助率1/2）【alic: 46億円】		畜産・酪農経営安定対策		
1. 加工原料乳生産者補給金、加工原料乳生産者経営安定対策 【所要額：375億円】		2. 肉用子牛生産者補給金 【所要額：662億円】		
3. 牛マルギン 【所要額：977億円】		4. 豚マルギン 【所要額：168億円】		
5. 鶏卵生産者経営安定対策事業（基金） 【当初：52億円】				

13. 畜産振興における畜舎建築基準緩和の位置づけ

- 上述のとおり、畜産業振興を目的とした各種施策については、法律に基づく基本計画・基本方針に即して講じている。
- 畜産業の振興という目的を実現する1つのツールとして、今回の畜舎建築基準の見直しを検討。

基本計画・基本方針に基づく各施策

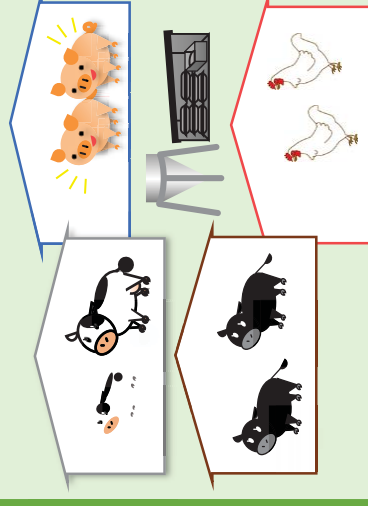
酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針 構成案(再掲)
(食料・農業・農村政策審議会畜産部会資料(1/30)から抜粋)

3 生産基盤強化の具体策

- (1) 肉用牛・酪農経営の増頭・増産
 - ・繁殖雌牛・乳用後継牛の増頭推進、和牛受精卵の増産・利用推進、公共牧場等のフル活用による増頭・増産 等
- (2) 中小規模の家族経営を含む収益性の高い経営の育成と経営資源の継承
 - ・新技術の実装等による生産性向上等
 - ・投資の後押し等による規模拡大の推進、経営能力の向上 等
- (3) 経営を支える労働力や次世代の人材の確保
 - ・外部支援組織の新技術の実装、酪農ヘルパーの要員確保等の外部支援組織の育成・強化 等
- (4) 家畜排せつ物の適正管理と利用の推進
- (5) 国産飼料基盤の強化
 - ・適正な草地更新や適期収穫、優良品種の普及、草地整備等による低コストで安定的な自給飼料生産の一層の推進 等
- (6) 経営安定対策の適切な運用

予算

畜産業振興の実現



畜舎建築基準の見直しを通じた増頭・新技術等の実装等の促進



経営コストの低減